

大野市地下水対策審議会設置条例

(昭和 48 年 10 月 1 日 条例第 36 号)

改正 昭和 52 年 11 月 10 日 条例第 26 号

昭和 56 年 12 月 23 日 条例第 21 号

昭和 58 年 9 月 29 日 条例第 15 号

昭和 61 年 3 月 27 日 条例第 7 号

昭和 62 年 3 月 25 日 条例第 2 号

平成元年 6 月 24 日 条例第 52 号

平成 8 年 1 月 29 日 条例第 1 号

平成 8 年 12 月 25 日 条例第 20 号

平成 10 年 7 月 29 日 条例第 16 号

平成 19 年 3 月 26 日 条例第 12 号

平成 24 年 3 月 27 日 条例第 14 号

平成 25 年 3 月 26 日 条例第 9 号

令和 3 年 3 月 25 日 条例第 23 号

(設置)

第 1 条 地下水の保全及び利用について調査審議するため、大野市地下水対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、又は市長に対し積極的に意見具申を行うものとする。

(1) 地下水の合理的利用に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、地下水の保全について必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 事業所の代表者

(4) 住民の代表者

(5) 公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会の専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、くらし環境部環境・水循環課に置く。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第15号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年条例第 7 号）抄
（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年条例第 2 号）
この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 5 2 号）
この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 8 年条例第 1 号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 2 0 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 0 年条例第 1 6 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年条例第 1 2 号）
この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年条例第 1 4 号）
この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 9 号）
この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 2 3 号）
この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。